

# 社会福祉法人町田市社会福祉協議会要介護認定調査業務事業 運営規程

## (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が町田市から委託された要介護認定調査業務事業の適正な運営を確保するため、事業の運営に関する事項を定めることを目的とする。

## (運営の方針)

**第2条** 介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）の要介護認定調査業務（以下「認定調査」という。）を実施するにあたり、公正、中立な立場で誠実に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、制度の目的や介護保険サービス内容の理解に努め、適切な情報提供を行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、行政機関等との連携を図り、適切な対応に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

**第3条** 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人町田市社会福祉協議会
- (2) 所在地 町田市原町田4丁目9番8号

## (職員の配置及び職務内容)

**第4条** 事業に勤務する者は、管理者及び介護支援専門員とし、職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 要介護認定調査員 要介護認定調査員（以下「調査員」という。）は、介護支援専門員の有資格者とし、被保険者の認定調査及び関連事務処理を行う。

## (営業日及び営業時間)

**第5条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本会会長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

## (認定調査の方法)

**第6条** 認定調査の方法は、次のとおりとする。

- (1) 調査員は、被保険者の居宅または入所施設等を訪問し、公正、中立的な立場によ

り訪問調査を実施する。その際、理解しやすい説明を行うこととする。

(2) 調査員は、入所施設等での訪問調査の場合、同席家族等との連絡調整の他、入所施設とも連絡調整のうえ、訪問調査を実施することとする。

(3) 調査員は、被保険者及び同席家族等に身分証明証を訪問調査時に提示することとする。

#### (事業実施地域)

**第7条** この事業の実施地域は、町田市から委託を受けた市内及び近隣区域とする。

#### (研修)

**第8条** 事業所は、調査員の資質向上を図るため、随時研修の機会を設けることとする。

#### (守秘義務)

**第9条** 職員は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

#### (個人情報の保護)

**第10条** この事業に関わる個人情報の取扱者は、第4条に定める職員に限るものとし、その情報については、本会個人情報保護規程に基づき適正に対処するものとする。

#### (緊急時の対応)

**第11条** 調査員は、認定調査を実施中に利用者の体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに緊急措置を講じるとともに、本会及び被保険者の家族等に連絡を行うこととする。

#### (苦情処理の対応)

**第12条** この事業に関する苦情等については、町田市に連絡するとともに、本会苦情解決に関する規程に基づき適正に対処するものとする。

#### (委任)

**第13条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月1日 制 定